

はじめてでも安心。ヨガがもっと楽しくなる！アサナWS受講規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、「初めてでも安心。ヨガがもっと楽しくなるアサナWS」の提供条件及び株式会社 LIFE CREATE（以下「当社」といいます。）と利用者の皆様との間の権利義務関係が定められています。本講座の受講に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（定義）

本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1)「本契約」とは、本講座受講の利用に関する当社と利用者との間の契約をいいます。
- (2)「利用者」とは、当社との間で本契約を締結して本講座を受講する者をいいます。
- (3)「本講座」とは、当社が提供する「初めてでも安心。ヨガがもっと楽しくなる！アサナWS」という名称のレッスンサービスを意味します。
- (4)「本施設」とは、本講座を開催する施設をいいます。
- (5)「インストラクター」とは、本講座においてオンラインレッスンを行うインストラクターを指します。
- (6)「他の利用者」とは、本講座を受講する自己以外の利用者をいいます。
- (7)「代金」とは、本講座を利用するために利用者が当社に支払う、本講座に係る対価をいいます。
- (8)「知的財産権等」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、不正競争防止法上の権利、その他一切の財産的もしくは人格的権利をいいます。

第2条（適用範囲）

- 1 本規約は、当社と利用者の間において適用されます。
- 2 当社が定める本講座の利用に関するルールは、本規約の一部を構成するものとします。
- 3 本規約の内容とその他の規程の内容が異なる場合は、本規約が優先して適用されます。

第3条（申込）

- 1 利用者は、本規約の全ての内容に同意した上で、当社所定の方法により、本講座の利用の申込みを行うものとします。
- 2 利用者は、申込み時に登録する情報が全て正確であることを保証します。登録する情報が不正確であることにより利用者 に生じる損害について、当社は一切の責任を負いません。
- 3 当社は、当社所定の基準により、利用者の申込みの可否を判断し、これを認める場合に

は、利用者に対し、その旨を当社所定の方法で通知します。当社が当該通知をすることにより、本契約が成立します。

- 4 利用者は、本講座の受講に際し、支障をきたす恐れがある身体的又は精神的な問題が過去又は現在に存在する場合、事前に当社に申告を行うものとします。また、自身の健康状態に鑑み、体調に何らかの不安がある場合には、本講座の受講を控えるものとします。
- 5 当社は、利用者が以下のいずれかに該当する場合はその申込を認めないことがあります。なお、当社は、上記判断に関する理由を開示する義務を負いません。
 - (1) 当社所定の方法によらずに本講座の利用の申込を行った場合
 - (2) 申込条件を満たしていないと当社が判断する場合
 - (3) 登録する情報の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (4) 本規約に違反するおそれがある場合
 - (5) 過去に本規約に違反した者又はその関係者である場合
 - (6) 当社が本講座以外で提供する講座・サービスに関して、過去に当社と紛争が生じた者又はその関係者である場合
 - (7) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (8) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っているとして当社が判断した場合
 - (9) その他当社が申込を適当でないと判断した場合
- 6 利用者は、第2項で登録した情報に変更が生じた場合は、直ちに当社所定の方法により、その変更の手続きを行うものとします。これを怠ったことによって利用者が損害を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第4条（登録抹消等）

当社は、利用者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、事前に通知又は催告することなく、当該利用者について本講座の提供を停止し、又は利用者としての登録を抹消することができるものとします。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- (3) 支払停止もしくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
- (4) その他、当社が本講座の提供が適当でないと判断した場合

第5条（支払）

利用者は、当社に対し、代金を当社所定の支払方法に従って、当社所定の支払期日までに支払うものとします。なお、銀行振込手数料その他支払に要する費用は、利用者の負担とします。

第6条（本講座の内容等）

- 1 本講座は、本施設において対面で行う、アサナの体験及び指導等を内容とします。なお、本講座の詳細については、当社が別途定めるものとします。
- 2 当社は、本講座の内容の追加、削除等の変更を適宜に行うことがあり、利用者はこれを承諾します。
- 3 利用者は、本講座の受講方法その他本講座の利用方法につき、当社所定の方法に従うものとします。当該利用者が、当社所定の方法に従わないことによって利用者に発生する損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
- 4 利用者は、別途当社が定める本講座の利用条件を満たしたうえで、本講座を利用するものとします。当該利用者が、利用条件を満たしていないことによって発生する損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第7条（再委託）

当社は、当社の責任において、本講座の全部又は一部の提供を第三者に再委託することができるものとします。

第8条（禁止行為）

当社は、利用者に対し、次の各号にあたる行為を禁止するものとします。

- (1) 許可なく本施設内を撮影又は録音すること
- (2) 許可なく本施設において、物品の売買、パーソナルトレーニング等の営業行為又は勧誘を行うこと
- (3) 営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）を行うこと
- (4) 他の利用者や従業員等他人に対する暴力
- (5) 他の利用者や従業員等他人を誹謗・中傷することや施設設備への落書きなど、公共のマナー・道徳に反する行為
- (6) お子様や利用者様以外の方の同伴
- (7) 動物の持込み
- (8) 酒気を帯びた状態での本施設の利用
- (9) 他人に伝染又は伝染する恐れのある疾病を有する状態で本施設を利用すること
- (10) 館内での喫煙及び飲酒
- (11) 館内での飲食（当社が認める、菓子類などによる栄養補給のための軽食を除く）

- (12) 当社の業務を妨げる行為
- (13) 他人の施設利用を妨げる行為
- (14) その他当社が不相当と認める行為

第9条（知的財産権等）

本講座の知的財産権等は、全て当社に帰属します。本契約の締結は、本講座に関する当社の知的財産権等に関し、本講座を受講する範囲を超えて、利用者に対して、いかなる権利も許諾するものではありません。

第10条（非保証及び免責）

- 1 利用者は、本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当社は施設内で発生した盗難、紛失につき一切の賠償責任を負わないものとします。
- 2 当社は、本施設内において利用者間に生じた損害について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。
- 3 当社は、利用者同士の間で生じた係争やトラブルについて、一切関与せず、責任を負わないものとします。
- 4 当社は、次の各号につき、いかなる保証も行わないものとします。さらに、利用者が当社から直接又は間接に、本講座に関する情報を得た場合であっても、当社は、利用者に対し、本契約において規定されている内容を超えて、いかなる保証も行わないものとします。
 - (1) 本講座で得られる情報が最新かつ正確な情報であること、また利用者にとって過不足なくかつ完全な情報であること
 - (2) 本講座で得られる情報及び効果が利用者の特定の目的に適合しており、また有用であること
 - (3) 本講座で得られる情報が利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合すること
 - (4) 本講座の提供に関して当社の推奨する仕様にて問題なく講座の提供が行われること
- 5 利用者は、以下の事項に同意したうえで本講座を受講するものとします。
 - (1) 本講座が医師その他医学等の専門家による指導、アドバイスではなく、また、利用者に対する治療等を行う医療行為ではないこと
 - (2) 利用者は、傷病等により医師等の専門家の治療・指導等を受けている場合、またはそのおそれがある場合は必ず医師等の専門家に相談した上で本講座を利用すること
- 6 利用者は本講座を自己の責任で利用するものとし、本講座の利用に起因して利用者を生じたあらゆる損害（体調の悪化及びそれに伴う事故、けが等を含むがこれに限らない。）について、当社は責任を負わないものとします。

7 本講座の利用において、当社所定の方法を遵守しないことにより生じた不利益について、当社は一切責任を負わないものとします。

第11条（個人情報の取扱い）

当社は、利用者の個人情報について、当社所定のプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとします。

第12条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者は、当社に対し、自己が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下併せて「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 利用者は、当社に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを保証します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、利用者が反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何らの催告なくして、利用者の本契約上の債務は期限の利益を失い、当社は、直ちに本契約を解除することができます。
- 4 当社が前項による解除を行う場合でも、利用者は、本講座の受講の有無を問わず、代金全額の支払義務を免れないものとします（既に代金を支払済みの場合、当社はこれを利用者に返金しないものとします）。

第13条（期限の利益喪失・解除）

- 1 利用者が本契約に違反し、当社が相当期間を定めて催告したにも拘わらず是正されない場合には、利用者の本契約上の債務は期限の利益を失い、当社は、直ちに本契約を解除することができます。
- 2 利用者が次の各号の一に該当した場合には、何らの催告なくして、利用者の本契約上の債務は期限の利益を失い、当社は、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 信用状態が悪化した場合
 - (2) 当社に対する重大な背信行為があった場合
 - (3) 第8条（禁止行為）に違反した場合
 - (4) その他、当社が本講座の提供が適当でないと判断した場合
- 3 当社が本条による解除を行う場合でも、利用者は、本講座の受講の有無を問わず、代金全額の支払義務を免れないものとします（既に代金を支払済みの場合、当社はこれを利用者に返金しないものとします。）。

第14条（紛争処理及び損害賠償）

- 1 利用者は、故意又は過失により本契約に違反し、当社に損害を与えた場合、これを賠償するものとします。
- 2 利用者が、本講座に関連して第三者との間で紛争が生じた場合、利用者の費用と責任において、当該紛争を処理するものとします。
- 3 当社は、本講座の実施に際して、自己の故意又は過失により利用者に損害を与えた場合についてのみ、これを賠償するものとします。本規約における当社の各免責規定は、当社に故意又は過失が存する場合には適用しません。
- 4 当社が利用者に対して損害賠償義務を負う場合（前項の場合又は法律の適用による場合等）、賠償すべき損害の範囲は、利用者に現実に発生した通常の損害に限る（逸失利益を含む特別の損害は含まない。）ものとし、賠償すべき損害の額は、本契約の解除又は解約の有無を問わず、本講座に関する代金相当額を限度とします。なお、本条は、債務不履行、契約不適合、原状回復義務、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、全ての損害賠償等に適用されるものとします。

第15条（契約期間）

本契約の期間は、本契約成立日から、別途当社が定める本講座の提供日までとします。

第16条（利用者による解約及び代金の返金）

- 1 利用者は、本契約成立後といえども、事前に当社所定の方法で当社に通知することにより、本契約を解約することができるものとします。
- 2 前項に基づき解約する場合であっても、利用者は、本講座の受講の有無を問わず、代金

全額の支払義務を免れないものとします（既に代金を支払済みの場合、当社はこれを利用者に返金しないものとします。）。ただし、下表のいずれかに該当する場合には、当社はそれぞれ下表記載の計算方法に則り算出した金額を利用者の指定する金融機関口座に振り込む方法により返金するものとします。なお、返金に係る振込手数料は利用者の負担とします。

解約日		返金額
本講座の受講開始日の前日から起算して	(1) 8 日前にあたる日以前の解約申出	代金全額
	(2) 7 日前にあたる日以降の解約申出((3)を除く)	代金の 50%
	(3) 本講座の受講開始日の前日以降の解約申出	返金しない

第 17 条（受講日前検査）

- 1 利用者は、本講座の受講開始日前に、当社の指定する検査（以下「受講日前検査」といいます。）を行うものとします。
- 2 当社は、利用者に対し、受講日前検査の結果に基づき、当社が本講座の受講を不適切であると判断した場合、前条の定めにかかわらず、受講を中止し、本契約を解約するものとします。
- 3 前条の定めにかかわらず、利用者が前項に基づく解約を行った場合、当社は代金全額を利用者の指定する金融機関口座に振り込む方法により返金するものとします。なお、返金に係る振込手数料は利用者の負担とします。

第 18 条（連絡）

- 1 当社から利用者への連絡は、書面の送付、電子メール又はチャットの送信等、当社が適当と判断する手段によって行うものとします。当該連絡が、電子メール又はメッセージの送信によって行われる場合は、インターネット上に送信された時点で利用者に到達したものとします。
- 2 利用者から当社への連絡は、当社所定の問合せ窓口宛に行うものとします。当社は、当社所定の問合せ窓口以外からの問い合わせについては、対応を行う義務は負いません。

第 19 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第20条（管轄）

本講座に関連して利用者と当社の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条（規約の変更）

- 1 当社は、以下のいずれかの場合に、本規約をいつでも任意に変更することができます。
 - (1) 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、本契約を締結した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は、前項による本規約の変更にあたり、本規約の変更の効力発生日までに、変更する規定の内容及び変更の効力発生日を、利用者が申込時に登録した宛先に対して送信し、又は当社ウェブサイト上での掲示その他適切な方法により周知します。
- 3 利用者が本規約の変更に同意しない場合、本規約の定めに従い、本契約を解約するものとします。利用者が、変更の効力発生日までに本契約を解約しない場合、本規約の変更に同意したものとみなします。

以上